

国名： ラオス人民民主共和国

## ■ 公的な社会保障制度

1. 社会保険制度		
枠組み・概要		国家公務員、軍人、警察官、民間企業被雇用者が加入必須の社会保険基金(HSSF:National Social Security Fund)が、医療保険制度(労災保険含む)、年金保険制度などを運営している。その他の補完的な制度として、農業従事者を主な対象とした地域医療保険制度(CBHI Community Based Health Insurance)や貧困者を対象としたヘルス・エクイティ・ファンド(HEF:Health Equity Fund)がある。保健省は2020年までに全国民への保険加入の実現を目指している。
所管官庁・対象範囲		労働社会福祉省の管轄にNSSF、保健省の管轄にCBHI、HEFがあるが、NSSFは保健省管轄へ移行されることが検討されている。
1-1. ①	医療保険制度	適用
1)	有/無	有
2)	日本語名称	社会保険基金
3)	現地語(および英語)名称	ກອງທຶນປະກັນສັງຄົມແຫ່ງຊາດ National social security fund (NSSF)
4)	概要	国家公務員、軍人、警察官、民間企業被雇用者に加入義務がある保険(農業従事者、フリーランス、自発的加入者は任意加入)。そのうち、公務員社会保障は国家公務員、軍人、警察が100%加入しており、全人口の11%にあたる。民間企業被雇用者社会保障は従業員が加入しており、全人口の9%にあたる。保障金額は同じであるが、保険料に違いがある。医療保険、年金保険等が一体となる支払い上限付きの保険である。 ※加入率に係る記載は、2018年3月現在。

ASEANにおけるヘルスケア制度・政策調査

5)	保障対象	<p>1. 健康治療手当: 加入者、子息、配偶者の治療に対する手当の給付:          ・労災、職業病、出産・流産の治療: 1ヶ月以上社会保障制度に加入している者          ・労災とは関係のない通常の病気の治療: 3ヶ月以上社会保障制度に加入している者</p> <p>2. 出産・流産手当: 出産・流産手当は1人の子供に対して1度の給付:          (加入者が出産・流産し、治療が必要となり健康の回復のために休職を行う場合には追加の手当がある。)          ・6ヶ月以上社会保障制度に加入していて、妊娠3ヶ月以上で出産・流産し、医療証明書を有する者</p>
6)	保障金額	<p>健康治療手当:          医療費:          ・入院を伴わない治療: 医療機関の100%負担          ・6か月以内の入院: 医療機関の100%負担          ・6か月以上の入院:          1) 7-12ヶ月: 医療機関70%、患者30%の負担          2) 12ヶ月以上: 医療機関50%、患者50%の負担</p> <p>加入者の死亡時の手当: 加入者の直近6ヶ月の給与の平均給与額 × 12          死亡後の生活費手当: 直近5ヶ月の平均給与額 × 6          加入者の抗がん剤治療の手当: 保障限度額が30,000,000kip/年(内、手術費の限度額が1,500,000kip/回)</p> <p>出産・流産手当:          ・1人の子供に対して給与の60%          ・加入者が出産・流産した場合で、健康が十分に回復せず休職する場合には、最長3か月間で、直近6ヶ月の平均給与額の80%</p>
7)	被保険者	<p>健康治療手当: 加入者と家族          出産・流産手当: 加入者</p>
8)	保険料	<p>国家公務員、軍人、警察官の場合: 政府負担8.5%・個人負担8%、          民間企業被雇用者の場合: 事業者負担6%・個人負担5.5%          (2017年より給与相当額は最大は4,500,000KIPとなった。例えば、被保険者の給与が6,000,000KIPの場合でも、4,500,000KIPとして計算される。)</p>

ASEANにおけるヘルスケア制度・政策調査

9)	関係法令	<p>社会保障法 2013年  <a href="http://www.nssf.gov.la/images/PDF_Files/the%20social%20security%20law.pdf">http://www.nssf.gov.la/images/PDF_Files/the%20social%20security%20law.pdf</a></p> <p>社会保障法履行に関する労働社会福祉大臣ガイドライン:2015年  <a href="http://www.nssf.gov.la/images/PDF_Files/knn%202751.pdf">http://www.nssf.gov.la/images/PDF_Files/knn%202751.pdf</a></p> <p>社会保障法実施に関する改正ガイドラインの実施と改正内容に関する労働社会福祉省国家社会保障基金事務所告示 :2015年</p> <p>社会保障基金の最高・最低規定額の実施に関する告示 :2016年  <a href="http://www.nssf.gov.la/images/stories/loof.pdf">http://www.nssf.gov.la/images/stories/loof.pdf</a></p>
10)	備考(参考URLなど)	<p><a href="http://www.nssf.gov.la/">http://www.nssf.gov.la/</a></p>

## ASEANにおけるヘルスケア制度・政策調査

1-1. ②	(参考)労災保険	適用
1)	有/無	有
2)	日本語名称	社会保障基金
3)	現地語(および英語)名称	ກອງທຶນປະກັນສັງຄົມແຫ່ງຊາດ National social security fund (NSSF)
4)	概要	労災などにより障害を負った者を主な対象とした保険。
5)	保障対象	<p>1. 障害を伴う労災給付(加入者に対する労災、職業病、その他の事故への手当):</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・労災・職業病手当: 1か月以上社会保障基金に加入している者</li> <li>・その他の事故: 12か月以上社会保障基金に加入している者</li> </ul> <p>2. 治療手当(加入者が労災、その他の事故、職業病、その他の病気、出産・流産による体調不良により労働復帰が不可能で、一時的に治療期間中に給与が停止された場合の手当):</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・3か月以上保険に加入している者</li> </ul>
6)	保障金額	<p>障害を伴う労災給付(障害の種類: 第1種から5種は複数月の給付、第6種から8種は一度のみの給付):</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・休暇が必要な場合: 直近6か月給与額×70%×(最長)6か月分</li> <li>・労災や職業病における第6種から8種の障害時: 障害の程度×直近6ヶ月平均給与×12か月分を一括で給付</li> <li>・その他の事故や病気における第6種から8種の障害時: 障害の程度×直近6ヶ月平均給与×10か月分を一括で給付</li> <li>・労災や職業病における第1種から5種の障害時: 障害の程度×直近6ヶ月平均給与を必要月数給付</li> <li>・その他の事故や病気における第1種から5種の障害時: 障害の程度×直近6ヶ月平均給与×90%を必要月数給付</li> </ul> <p>(第1種: 80-100%の障害、第2種: 71-80%の障害、第3種: 61-70%の障害、第4種: 51-60%の障害、第5種: 41-50%の障害、第6種: 31-40%の障害、第7種: 21-30%の障害、第8種: 1-20%の障害)</p> <p>治療手当:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・直近6か月給与額×70%×(最長)6か月分</li> </ul>
7)	被保険者	<p>障害を伴う労災給付: 加入者</p> <p>治療手当: 給与が停止された加入者</p>

ASEANにおけるヘルスケア制度・政策調査

8)	保険料	<p>国家公務員、軍人、警察官の場合：政府負担8.5%・個人負担8%、                  民間企業被雇用者の場合：事業者負担6%・個人負担5.5%                  ※2017年より給与相当額は最大は4,500,000KIP(100円＝約7,600KIP、2018年3月末時点)となった。例えば、被保険者の給与が6,000,000KIPの場合でも、4,500,000KIPとして計算される。</p>
9)	関係法令	<p>企業職員のための社会保障システムに関する首相令：1999年                  社会保障法 2013年                  社会保障法履行に関する労働社会福祉大臣ガイドライン：2015年                  社会保障法実施に関する改正ガイドラインの実施と改正内容に関する労働社会福祉省国家社会保障基金事務所告示：2015年                  社会保障基金の最高・最低規定額の実施に関する告示：2016年</p>
10)	備考(参考URLなど)	<p><a href="http://www.nssf.gov.la/">http://www.nssf.gov.la/</a></p>

ASEANにおけるヘルスケア制度・政策調査

1-2.	年金保険制度	適用
1)	有／無	有
2)	日本語名称	社会保障基金
3)	現地語(および英語)名称	ກອງທຶນປະກັນສັງຄົມແຫ່ງຊາດ National social security fund (NSSF)
4)	概要	高齢者とその家族に対する年金や手当を給付する保険制度
5)	保障対象	<p>1. 老齢年金: 加入者に対して複数月給付される年金:</p> <p>(1) 1975年前からの就労者で、労働期間が25年以上の60歳以上の男性、55歳以上の女性</p> <p>(2) 1975年前からの就労者の第1～4種障害者で、労働期間が20年以上で危険化学薬品の5年以上の取扱いがある55歳以上の男性、50歳以上の女性</p> <p>(3) 国家公務員、軍人、警察で社会保障基金に20～25年間加入している者</p> <p>(4) 社会保障基金に15年以上加入している民間企業被雇用者、フリーランス、自発的加入者</p> <p>(5) 政府・党から合意された者</p> <p>2. 死亡手当: 加入者や加入者の夫・妻・子息が死亡した時に給付される葬儀手当や家族手当</p> <p>・3か月以上の加入者で、正式な死亡証明書を有する者</p> <p>3. 加入者の家族年金: 死亡した加入者の夫もしくは妻、子息、両親への複数月の手当</p> <p>(1) 60歳以上の夫、55歳以上の妻: 所得が無かつ新たに結婚していない者、もしくは第1種障害者である者</p> <p>(2) 18歳以下の子息、養子: 障害を持つもしくは精神薄弱で労働が出来ない者</p> <p>(3) 60歳以上の父親、55歳以上の母親: 所得が無かつ死亡した者の養育者</p>

ASEANにおけるヘルスケア制度・政策調査

6)	保障金額	<p>老齡年金:          ・国家公務員、軍人、警察官:加入期間により異なる年金係数(70%~100%)x最終月の給与          ・民間企業被雇用者、フリーランス、自発的加入者:年金点数x給与額x年金比率</p> <p>死亡手当の中の葬儀手当:          ・加入者の死亡の場合:直近6ヶ月の平均の給与額または老齡年金額または障害手当の12ヶ月分          ・加入者の夫か妻が死亡した場合:直近6ヶ月の平均給与額の6ヶ月分          ・18歳以下の子息が死亡した場合:直近6ヶ月の平均給与額の3ヶ月分</p> <p>死亡手当の中の加入者の家族手当:          ・直近6ヶ月の平均給与額または老齡年金額または障害手当x15または加入年数          (15年以上加入している場合は、2年毎に1ヶ月分の給与額の付加となる)</p> <p>加入者の家族年金:          ・夫もしくは妻:死亡者の最終月給与額または老齡年金額または障害手当額の30%          ・子息:死亡者の最終月の給与額または老齡年金額または障害手当額の20%          (子息が複数の場合には、手当は60%を最大とする)          ・死亡者の父親か母親:最終月の給与額または老齡年金額または障害手当額の30%          ・加入者の家族年金:上限が死亡者の最終月の給与額または老齡年金額または障害手当額の80%</p>
7)	被保険者	<p>老齡年金:加入者          死亡手当:加入者・加入者の夫、妻、子息          加入者の家族年金:加入者の家族(60歳以上の夫、55歳以上の妻、18歳以下の子息、60歳以上の父親、55歳以上の母親)</p>
8)	保険料	<p>国家公務員、軍人、警察官の場合:政府負担8.5%・個人負担8%、          民間企業被雇用者の場合:事業者負担6%・個人負担5.5%          (2017年より給与相当額は最大は4,500,000KIPとなった。例えば、被保険者の給与が6,000,000KIPの場合でも、4,500,000KIPとして計算される。)</p>

ASEANにおけるヘルスケア制度・政策調査

9)	関係法令	<p>企業職員の為の社会保障システムに関する首相令 :1999年                  社会保障法 2013年                  社会保障法履行に関する労働社会福祉大臣ガイドライン:2015年                  社会保障法実施に関する改正ガイドラインの実施と改正内容に関する労働社会福祉省国家社会保障基金事務所告示 :2015年                  社会保障基金の最高・最低規定額の実施に関する告示 :2016年</p>
10)	備考(参考URLなど)	<a href="http://www.nssf.gov.la/">http://www.nssf.gov.la/</a>
1-3.	介護保険制度	適用
1)	有/無	無



2. 高齢者福祉	
枠組み・概要	特になし
所管官庁・対象範囲	
3. 社会保険制度以外の医療・介護に係る公的扶助制度	
枠組み・概要 ※低所得者等を対象とした特に医療・介護に係る公的扶助制度があれば記入。	<p>地域医療保険制度(CBHI : Community Based Health Insurance) 日本の国民健康保険にあたる2002年にパイロットプロジェクトとして始まった制度であり、2015年からビエンチャン首都を除き全国で適応される国の制度となっている。誰でも加入可能であるが、自営業者、農業従事者、インフォーマルセクターや学生を中心に、ラオスの人口の約50～60%が対象となる保険制度である。本来、自営業者や農民が生活に困窮する大きな要因のひとつに家族の疾病等による高額の医療費支出に対する保険制度であったが、登録病院の質への不満、保険償還の遅延、農家が月々の保険料の支払いが困難であることなどから、加入者数が伸び悩んでいる。</p> <p>出所：CBHI ホームページ <a href="http://new.cbhi-laos.org/">http://new.cbhi-laos.org/</a></p>
	<p>ヘルス・エクイティ・ファンド(HEF: Health Equity Fund) 貧困層向けの負担減免措置が可能となる貧困者向けの基金である。適用には、村長など地元当局により、支払い能力が無いことを証明することが必要となる。認定されれば、医療費の支払い免除に加えて、医療機関を受診の際の交通費、食糧費も支給されるため、貧困層の患者にとっては大きなインセンティブとなる。国庫とドナー(WB・ADB)から支援される保険以外の唯一の枠組みである。</p> <p>出所： ・保健財政戦略2011－2015 ・保健セクター情報収集・確認調査 ラオス人民民主共和国 保健セクター分析報告書 2012年(JICA)</p>
所管官庁・対象範囲	保健省

## ■健康管理・増進に係る政府の政策(関連指標)

1. 昨今の重点政策(以下の6つの対策について、対策ごとに具体的な内容を記載。無い場合、「特になし」と記載)		
1)	生活習慣病対策	特になし
2)	児童の健康増進対策	<p>ラオスの栄養戦略の中で最重要課題の一つとして位置づけられ、2011年以降保健省内に6つの作業部会(母子保健・栄養作業部・計画財務作業部・保健人材作業部会・母子保健作業部会・食品医薬品作業部会・保健ケア作業部会・衛生予防およびヘルスプロモーション作業部会)が設立され、関係省庁と国際機関と共に昨今以下の戦略が実施されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・妊婦を対象に妊娠時と妊娠後に必要な鉄分やビタミンA等のサプリメントの供給の計画と実施</li> <li>・乳児および乳幼児のための母乳代替品および食糧の販売に関する法律・設備・病院の改善および実施</li> <li>・正しい子育て方法を妊婦へ教育することを目的とした、村の医者や助産師への正しい知識の教育</li> <li>・保育園から中学校までの給食制度の試験的導入</li> <li>・乳幼児期や児童に必要な栄養が含まれる作物の栽培方法の教育とその為の設備支援</li> </ul> <p>出所: 保健セクター分析報告書(JICA):ラオス人民民主共和国 National Nutrition Strategy to 2025 and Plan of Action 2016-2020</p>
3)	中年の健康増進対策	特になし

ASEANにおけるヘルスケア制度・政策調査

<p>4)</p>	<p>女性の健康増進対策(周産期の健康対策、乳がん等婦人科系病対策)</p>	<p>ラオスの栄養戦略の中で最重要課題の一つとして位置づけられ、2011年以降保健省内に6つの作業部会(母子保健・栄養作業部・計画財務作業部・保険人材作業部会・母子保健作業部会・食品医薬品作業部会・保険ケア作業部会・衛生予防およびヘルスプロモーション作業部会)が設立され、関係省庁と国際機関と共に昨今以下の戦略が実施されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・予防接種拡大計画(EPI)キャンペーンおよびアウトリーチ活動中の栄養、母乳栄養、予防接種、成長と生殖機能の関係に関する住民教育</li> <li>・訓練を受けた出産介助者への産科救急の教育</li> <li>・産科救急症例の早期リファラルのための郡レベル以下での施設および職員の能力開発</li> <li>・少数民族の遠隔村における出産所の設置</li> <li>・安全な母性のための臨床における実践ガイドラインのヘルスセンターおよび郡病院への配布</li> <li>・施設およびコミュニティにおける小児の栄養および成長モニタリングプログラムの強化</li> <li>・予防接種強化のためのリソースの動員</li> <li>・HIV感染している女性への母乳代替品やサプリメント等の推奨</li> </ul> <p>出所: 保健セクター分析報告書(JICA):ラオス人民民主共和国 National Nutrition Strategy to 2025 and Plan of Action 2016-2020</p>
<p>5)</p>	<p>病院・介護施設整備対策</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・すべての医療機関のマッピングと新設する医療機関の位置決め</li> <li>・人口や地区の優先順位を考慮した地方病院の新設</li> <li>・施設や設備の修築や建設のために資源を適切に移動させることによる近代的医療の導入</li> <li>・近代薬品の導入、それと並行して伝統的治療・薬品利用の強化</li> </ul> <p>出所: Strategy of Health Sector Reform by 2020, Ministry of Public Health</p>

<p>6)</p>	<p>その他現地で現在重点的に実施されている／新たに開始された健康対策</p>	<p>&lt;栄養摂取改善対策&gt;                  都市でない地域にいる人口の大部分が、自給できる食料で生活をしているが、自給できる作物は米や一部の野菜と限られているため、栄養が偏る。この問題に対して、栄養教育や栄養バランスの改善となる作物の栽培方法教育や資機材の提供を、保健省内の母子保健・栄養作業部会(MNCHN TWG)と農林省と国際機関が中心となり取り組んでいる。                  出所: National Nutrition Strategy to 2025 and Plan of Action 2016-2020</p> <p>&lt;その他&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サービスの公平性の確保</li> <li>・地方地区も含めた保健人材育成</li> <li>・保健医療に必要な資機材の獲得</li> <li>・医療従事者の適切な配置</li> <li>・栄養改善</li> <li>・ハーブ等を利用した伝統的治療法の活用</li> <li>・医療品の国内生産の促進</li> <li>・人体へ害のある可能性がある医薬品の排除</li> <li>・医療分野における海外投資の促進</li> </ul> <p>情報元:                  ビジョン2030・Vision 2030 and 公衆衛生分野10か年開発戦略(2016-2025)                  10 year Public Health Development Strategy (2016-2025)</p>
-----------	---	---

2. 関連指標	
①全国の病院数(公的、民間)	<p>2017年 公的:1,325、民間:22 出所: •Summary of Department of Public Health care management , Ministry of Public health in Laos, 2017 •Summary of Department of Private Health care management, Ministry of Public health in Laos, 2017</p>
②主要都市の病院数(公的、民間)	<p>2017年 ビエンチャン首都:公的:125、民間:14 チャンパサック県: 公的:90、民間:0 ルアンプラバン県: 公的:104、民間:3 出所: •Summary of Department of Public Health care Management , Ministry of Public health in Laos, 2017 •Summary of Department of Private Health care Management, Ministry of Public health in Laos, 2017</p>
③全国の病院のベッド数(公的、民間)	<p>2017年 公的:11,185、民間:770 公的の詳細 •中央病院:1,678 •中央の治療センター:160 •地方病院:665 •県病院:1,205 •郡病院:2,057 •ヘルスセンター:5,420 出所: •Summary of Department of Public Health care Management , Ministry of Public health in Laos, 2017 •Summary of Department of Private Health care Management, Ministry of Public health in Laos, 2017 •Summary of public health network, Ministry of Public health in Laos, 2017</p>

④主要都市の病院のベッド数(公的、民間)	<p>2017年          ビエンチャン首都 合計:2,143          中央病院:1,678          ・中央の治療センター:160          ・郡病院: 95          ・ヘルスセンター :210</p> <p>チャンパサック県 合計:745          ・県病院 : 150          ・郡病院 : 145          ・ヘルスセンター : 350</p> <p>ルアンプラバン県 : 合計:670          ・県病院: 150          ・郡病院: 125          ・ヘルスセンター: 395</p> <p>出所:          ・Summary of department of Public Health care management , Ministry of Public Health in Laos, 2017          ・Summary of department of Private Health care management, Ministry of Public Health in Laos, 2017          ・Summary of public health network, Ministry of Public Health in Laos, 2017</p>
⑤全国の介護施設数(公的、民間)	n/a
⑥主要都市の介護施設数(公的、民間)	n/a
⑦全国の介護施設のベッド数(公的、民間)	n/a
⑧主要都市の介護施設のベッド数(公的、民間)	n/a

ASEANにおけるヘルスケア制度・政策調査

⑨医師の数	2,727人 出所:保健省2016年度年次報告書
⑩看護師の数	8,848人 出所:保健省2016年度年次報告書
⑪介護師の数	n/a
⑫全国および主要都市の肥満率(BMI30以上)	2016年度:男性1.8% 女性4.1% 総合3.0% 出所:World Health Organization-Diabetes country proles.2016
⑬全国および主要都市の糖尿病患者数	<p>全国統計および主要都市統計なし</p> <p>保健省から入手できる情報は以下の2つのみ。 ビエンチャン首都 マホソット病院 2010年 :全体:1,405(男:589、女:816) 2011年 :全体:2,053(男:802、女:1,251)</p> <p>チャンパサック県病院 2010年:全体:780(男:370、女:410) 2011年:全体:1,455(男:802、女:1251)</p> <p>出所: Statistic of Diabetes Clinic Mahosot Hospital in Vientiane Capital Statistic of Diabetes Chinic Champhasak Provincial Hospital</p>
⑭全国および主要都市の高血圧症患者数	n/a

■民間の個人向け保険

1)	民間保険の種類	複数の民間保険会社が営業している。健康保険、旅行保険、生命保険等の商品が販売されている。
2)	民間保険の加入率	n/a